

## 政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性（案）

検討事項		現行の取扱い	考えられる課題等	手引頁	方向性	改正
1 透明性向上のための情報公開のあり方（会計帳簿、伝票及び領収書等の証拠書類について）	(1) ホームページ上での公開	ホームページ上での公開は行っていない。（収支報告の状況一覧表のみホームページ上で公開している）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度中に公開予定も含め、20都府県がHP公開。</li> <li>・本県では証拠書類の枚数が約5万枚と全国で最も多く、事務処理に時間と労力を要する。</li> <li>・公開するためのサーバーを構築する必要がある。</li> <li>・予算や必要な職員数を確保する必要がある。</li> </ul>	76	今後、公開に当たっての諸課題を整理し、令和6年度（令和5年度交付分）までにはホームページ上での公開を実施する。	条例、 規程
	(2) 閲覧制度による公開（情報公開請求を不要とする）	情報公開請求制度による公開	情報公開請求制度による公開では、請求があった日から起算して15日以内に諾否決定することになっており、請求者にとって時間と手間を要している。	72	<p>即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入する。</p> <p>この閲覧は、令和2年度から実施することとし、同年度時点において書類の現存する平成27年度以降交付分から対象とする。</p>	条例、 規程